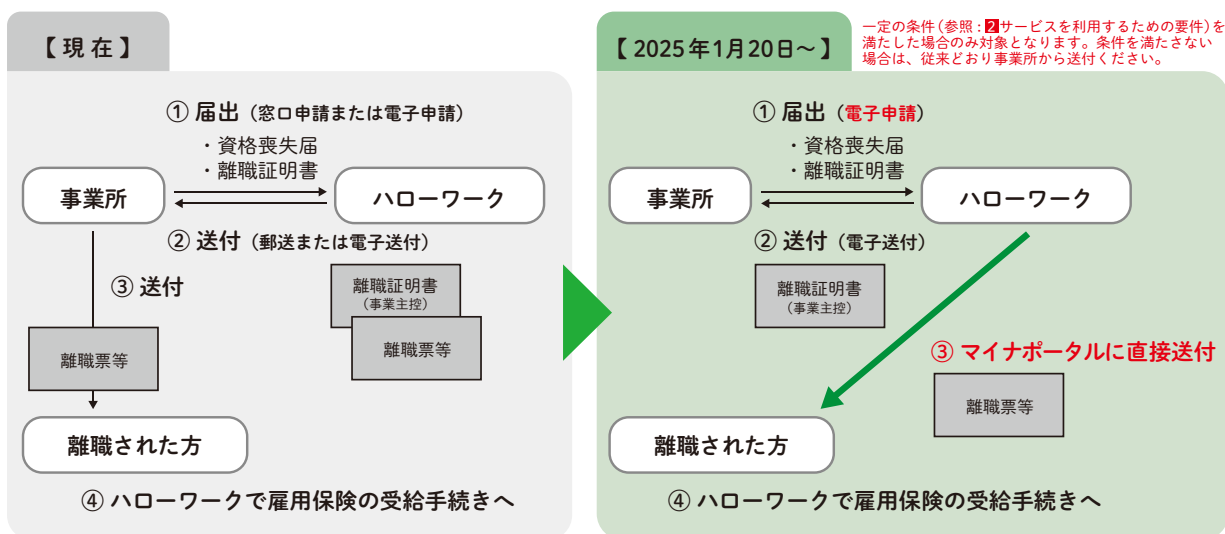




## 雇保「離職票」をマイナポータルで受け取れるようになりました（令和7年1月20日～）

雇用保険被保険者離職票（「離職票」）とは、離職後に雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受給するために必要となる書類です。今までは離職前の事業所から送付していましたが、2025年1月20日から、希望する方はマイナポータルを通じて受け取ることができるようになりました。

### 1 「離職票」等※が送付されるまでの流れ



（出典：厚生労働省）

※「離職票」等：資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票が含まれます。

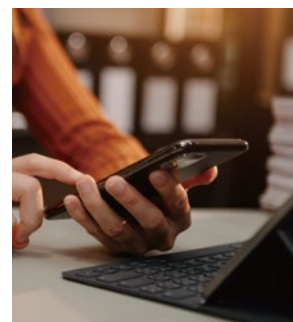
### 2 サービスを利用するための要件

本サービスを利用するためには、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- 届け出たマイナンバーが被保険者番号と適切に紐付いていること※1
- 離職者本人がマイナポータルと雇用保険 WEB サービスの連携設定を行うこと※2
- 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行うこと

※1 マイナンバーの登録の有無は、①被保険者本人がマイナポータルの「わたしの情報」機能で確認すること、②事業主からハローワークに「雇用保険適用事業所情報請求書」を提出することで把握できます。

※2 被保険者が「雇用保険 WEB サービス」との連携設定を済ませているかどうかは、事業所からハローワークへ照会はできませんので、本人に確認する必要があります。



### 3 事業所が行う手続きの流れ

マイナンバーを被保険者番号に登録する※

電子申請で雇用保険の離職手続きを行う

e-Gov上で、「離職者本人用の公文書は離職者本人へマイナポータル上で直接交付しております」のメッセージが返信される

#### 注意

- 離職票が離職者本人に直接送付された場合には、事業所へは離職証明書（事業主控え）のみ発行され、離職票は発行されません。
- 離職者本人のマイナポータルに離職票が送付されている場合には、離職票に記載されている離職区分コードは個人情報に該当するため、事業所で確認することはできません。
- 被保険者が希望しない場合や要件を満たさない場合は、従来どおり事業所へ離職票等の書類が発行されますので、離職者に送付する必要があります。

※マイナンバー登録には時間がかかる場合がありますので、資格喪失届提出の2週間程度前までに行う必要があります。

## その他 戸籍にフリガナが記載されます（令和7年5月26日～）

戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（「改正法」）が、令和7年5月26日に施行されます。この改正法の施行により、戸籍の記載事項に氏名に加えて、新たにそのフリガナが追加されることになりました。

### 戸籍にフリガナが記載されるまでの流れ

#### (1) 本籍地の市区町村長からの通知を確認する

改正法の施行日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが通知されます。もし認識と違うフリガナが記載されていた場合は、(2)の届出を行います。届出をしない場合、令和8年5月26日以降に、この通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。



#### (2) 氏名のフリガナの届出

改正法の施行日後1年以内に限り、氏名のフリガナの届出をすることができます。この届出が受理されれば、届け出た氏名のフリガナが戸籍に記載されることとなります。



#### (3) 市区町村長による氏名のフリガナの記載

(2)の届出がなかった場合には、本籍地の市区町村長が管轄法務局長等の許可を得て、改正法の施行日から1年を経過した日以降に、(1)の通知のフリガナを戸籍に記載します。(2)の届出がなかった場合に戸籍に記載されたフリガナは、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更することができます。(2)の届出を行った後に氏名のフリガナを変更する場合は家庭裁判所の許可が必要となります。)

なお、この制度開始後に出生や帰化等により、初めて戸籍に記載される方については、上記の手続によらず、出生届や帰化届等の届出時に併せてそのフリガナを届け出ることとなります。氏名のフリガナの届出は、マイナポータルを利用してオンラインで行うことができます。通知が届いたら、速やかに内容を確認するようにしましょう。

#### 〈参考文献等〉

- 厚生労働省「2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！」(2024)
- 法務省「戸籍にフリガナが記載されます」(2024) <https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html> (参照 2025-1-16)

発行元



辻・本郷 社会保険労務士法人  
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿 HR 事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-1 世界堂ビル7階

TEL: 03-5361-8061 (代表)

TH letter for HR 担当：鈴木・須賀

当法人の詳細  
お問い合わせ



スマホで読み取り  
またはクリック！

